

令和3年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録概要

- 1 開催日時 令和3年5月20日(木)
開 会 13時30分
閉 会 15時00分
- 2 場 所 教育委員会庁舎 大会議室
- 3 議 題 「八千代市のいじめ問題への対応について」(公開)
「いじめを認知し、早期解決を図るために」(非公開)
- 4 出席者名 委 員 前田智恵, 水野道子, 鈴木愛彦, 太田信子, 齋藤雄大,
佐々木優子, 藤原朗, 山本博章, 平田博史, 吉田佳世,
長島秀一, 高木雅晴, 内藤俊夫
事務局 設楽憲一, 加藤英昭, 池浦一寛, 大友奈緒, 西俊治, 鈴木陽平
目黒大樹, 福田恭子
- 5 公開又は非公開の別 一部非公開
- 6 非公開の理由 協議においては、具体的ないじめ事案についての情報提供、情報交換があり、個人に関する事項(児童生徒等の個人情報)を扱うことによる。
(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号)
- 7 傍聴人定員及び傍聴人数 定員3名(傍聴0名)
- 8 審議内容等
事務局(大友) 本日は、傍聴人はありません。本日は、お忙しい中、お集まりくださいましてありがとうございます。
本来ならば、会を始める前に委嘱状及び辞令の交付を行う所ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事前に机上に置かせていただきました。ご承知おきお願いいたします。
ここで、八千代市教育委員会教育長 小林伸夫が御挨拶申し上げます。
教育長 皆様こんにちは 教育長的小林です。
委員の皆様には公私ご多忙の中、また、コロナ禍の中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。皆様ご存知の通り、昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校では様々な活動が制限されたり、学校行事が中止・延期されたりしています。また、家族が発熱したり、PCR検査を受けたりした段階で学校を休まざるを得なかったり、陽性者となって治癒するまで出席停止となったりするケースも多々あります。そうした場合に、例えば、「〇〇のせいで楽しみにしていた校外学習が中止になったんだ」などと考え、心無い言葉を発することも予想されます。また、実際のコロナいじめが起きなくても、コロナによる差別・偏見・いじめ・誹謗中傷が起きるのではないかと不安が高まるだけでなく、大きなストレスになるかもしれません。そうしたことが危惧される中ですが、子どもたちは本当に健気にマスクをし、友達との間隔をとり、大声で話さないようにして学校生活を過ごしています。そして、出来ることを一生懸命行っています。
さて、本協議会はいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、関係機関が情報交換、意見交換をしていじめ防止等に関する連携を図ることを目的に設置されたものでございます。

本市のいじめの現状等につきましては、のちほど事務局から報告があると思いますが、近年では、SNSでの誹謗中傷などいじめの内容も多様化してきています。いじめにあった子ども、またその保護者の気持ちになって考えますと、やはり私たちはいじめを未然に防止する手立て、早期発見、解消していくことを目指していかなければなりません。本日の協議会を通じて、関係機関がより連携し、子どもたちの心豊かな成長、健全な成長の支援につながるよう、今年度も皆様のお力添えをお願い致しまして、私の挨拶と致します。どうぞ宜しくお願い致します。

事務局（大友）

ありがとうございました。
つづいて、委員になられました方の自己紹介をお願いいたします。委員等出席者順にお願いしたいと思います。
前田様 よろしくをお願いいたします。

前田
水野
鈴木
太田
齋藤
佐々木
藤原
山本
平田
吉田
内藤
高木
池浦
設楽
加藤
事務局

千葉地方法務局船橋支局の前田です。
千葉県中央児童相談所の水野です。
千葉県警察八千代警察署生活安全課長の鈴木です。
八千代市民生委員児童委員協議会連合会の太田です。
八千代市PTA連絡協議会 勝田台小学校PTA会長の齋藤です。
八千代市校長会 大和田小学校長 佐々木です。
八千代市校長会 高津中学校長 藤原です。
八千代市子ども部次長 子育て支援課長 山本です。
八千代市子ども部子ども保育課 平田です。
八千代市子ども部子ども福祉課子ども相談センター所長 吉田です。
八千代市適応支援センター所長 内藤です。
八千代市教育委員会 指導課長 高木です。
八千代市教育委員会 教育センター所長 池浦です。
八千代市教育委員会 学務課長 設楽です。
八千代市教育委員会 保健体育課長 加藤です。
事務局 指導課の鈴木です。 指導課の西です。
指導課の目黒です。 指導課の福田です。

事務局（大友）

ありがとうございました。
ここで、小林教育長は職務のため退席になります。
しばらくお待ちください。
八千代市いじめ問題対策連絡協議会運営要領第5条第5項の規定により、ここから、教育次長が進行を務めさせていただきます。
なお、会の性質上、議事録の作成がありますので録音させていただきますことを御了承ください。
それでは、教育次長、お願いいたします。

長島委員

はい。改めまして教育次長の長島です。運営要領の規定により、会長選出までの進行を務めさせていただきます。本日は御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、「令和3年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会」を開会いたします。恐れ入りますが、着座にて会を進行させていただきます。では、条例第6条第2項の規定により定足数を確認いたします。
委員数15名、出席者数 13名、欠席者数 2名。
よって、本協議会は成立いたします。
続きまして、本日予定されております議事のうち、「協議」では、八千代市審議会等の公開に関する要領第4条第2号に該当する個人情報扱う可能性があることから、会議の非公開を求めます。よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、八千代市いじめ問題対策連絡協議会及び八千代市いじめ問題対策調査委員会条例第5条による会長の選出ですが、これは委員の互選によると規定されております。どなたか立候補していただける方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、どなたかふさわしい方をご推薦いただけますでしょうか。

藤原委員

はい、市教委の長島次長を推薦します。

長島委員

ただいま、私の方をご推薦いただきましたが、ほかに立候補またはご推薦はございませんか。

・・・

では、会長の方、私が務めさせていただいてよろしいでしょうか。

(拍手)

長島会長

それでは、私が務めさせていただきます。未熟者ですが皆様方のご協力をいただきながら、有意義な協議会にしていきたいと思っております。

それでは、続いて条例第5条第3項の規定により会長の代理を指名します。

八千代市校長会の藤原委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従って、進めてまいります。

報告・説明事項について、事務局お願ひします。

事務局(西)

はい。それでは、事務局より、令和3年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会の報告・説明を行います。お手元のプレゼンテーション資料をご覧ください。

はじめに八千代市いじめ問題対策連絡協議会についてご説明いたします。いじめ問題対策連絡協議会においては、いじめの未然防止、早期発見のため、こちらにあるような関係する機関及び団体の皆様にお集まりいただいております。

本連絡協議会の委員につきましては、いじめの防止等に関する機関及び団体として、八千代警察署、千葉県中央児童相談所、千葉地方司法局船橋支局、八千代市医師会、八千代市民生委員児童委員協議会連合会理事会、八千代市PTA連絡協議会から、委員にご推薦いただきました皆様にお集まりいただいております。それぞれの専門的なお立場からご意見をいただければと思っております。また、いじめの防止等に関し学識経験を有する方として八千代市校長会から2名の校長先生にお集まりいただいております。学校現場で児童生徒と接していらっしゃるお立場で、また学校においていじめ問題に取り組んでいらっしゃるお立場からご意見をいただければと思っております。そして、行政のお立場で子どもに関わる部署にいらっしゃる方々にもお集まりいただいております。連携を図るとともに、教育委員会や学校の取り組みについてご意見をいただきたいと思っております。

次に、いじめ防止等の基本方針についてご説明いたします。八千代市内の市立小中学校ではいじめ防止基本方針を策定しておりますが、これは国、千葉県、八千代市がそれぞれ策定した基本方針をもとに各学校で策定したものです。その一例を紹介いたします。

これは市内のある小学校のホームページです。各学校のホームページで学校いじめ防止基本方針を公開しており、内容を確認することができます。

毎年、各学校において改定作業が進められており、改定された今年度のものが公開されています。

そこには学校がいじめに対応するために、日常の情報交換や共通理解を図るための「生徒指導委員会」、いじめの疑いに係る情報があったときの事実確認や情報の共有などを行うための「いじめ対策委員会」を組織することを明記しています。

啓発活動として、児童には冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う、などいじめであることの具体例を周知することが示されています。

保護者に対しては、早期発見のためにいじめを受けた児童の変化の特徴について紹介したり、学校以外の相談窓口等についても紹介したりすることを示しています。また、いじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導などについて保護者が努めるものとするのが明記されている法律についての紹介も、必要に応じ

て行うことになっています。そして、地域などには学校以外でのいじめの疑いについて通報等の協力をお願いするとあり、地域、家庭と連携して対策を推進することが示されています。

教職員の日常の留意事項については、性同一性障害や性的指向・性自認にかかわる児童等への対応や、東日本大震災により被災した児童等に対するいじめの未然防止・早期発見などについても明記されており、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者と連携し、周囲の児童生徒に対して適切な指導を組織的に行います。また、新型コロナウイルス感染症による誹謗中傷や差別的行動に関する指導について明記している学校もあります。

では、各学校がいじめの定義をどのように捉えているか、もともになる八千代市いじめ防止基本方針の定義を確認します。八千代市では、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

と定義しており、各学校も同様の定義となっています。

各学校では、いじめの認知について定義に基づいて行っているわけですが、その対応にあたっては留意点もございます。例えばトラブルがあったとき、学校は学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要になっております。

また、内容がいじめを意図したものでなくても、継続して行われた行為でなくても、児童生徒本人が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要があります。

最後に、いじめによって重大事態が発生した場合の対処について説明していきます。まず重大事態とは、

- 1 いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、
 - 2 いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- がある場合です。具体的には、このようなケースを想定しています。

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例が紹介されています。軽傷で済んだ場合であっても自殺を企図した場合、自傷行為を行ったり暴行によって骨折などの重傷を負ったりしたような場合、心的外傷後ストレス障害と診断された場合、わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された場合、複数の生徒から金銭を強要された場合、欠席が続き転学した場合を扱っています。

いじめにおける重大事態への対処はこの図の流れで進めていくことになります。重大事態発生 の報告を受けた教育委員会は調査主体を学校とするか教育委員会とするかを判断するとともに、市長へ報告します。調査した組織は教育委員会へ結果を報告するとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者へ情報を提供します。教育委員会は調査結果を市長へ報告し、市長が再調査の必要を判断しなければ、調査は終了します。もし市長が再調査の必要を判断した場合は、教育委員会が関与しない別組織として調査委員会によって再調査を行います。その結果は議会へ報告されるとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者へ情報を提供します。

現在八千代市では、いじめを理由とした欠席が30日を超えたことで、先ほど示した2つ目の不登校重大事態と認知している案件がございます。現在、該当児童生徒は、登校できるようになっておりますが、学校と八千代市教育委員会が連携した上で、該当児童生徒のケアを1番に考えて対応しながら、報告書の作成にあたっております。

以上で八千代市のいじめ問題に関わる説明と報告を終わります。後半の協議では、「いじめを認知し、早期解決を図るために」についてご意見をいただければと思います。

長島会長

ありがとうございました。ただいま事務局から「報告・説明事項」について説明がございましたが、ただいまの説明につきまして、質問等がありましたら、お願いします。それでは、会を進め、議題に進めます。議題の中でご質問があれば資料を参考に。

太田委員 去年は会議ができなかったが、その前に30日以上などの細かいデータやいじめを受けているというようなデータがあったが、今年はないのか。不登校がどれくらいとかやいじめを受けている人などの、データで話さないのですか。

事務局（西） この後の協議で認知件数や八千代市のいじめの内容について報告させていただきま

太田委員 この後で、わかりました。それといじめによる重大事態の委員会について。そちらの方を作るということだった。まだできていないということだったが、この段階でどのようになったのか、聞きたいですね。
いじめによる重大事態再調査委員会をいう仮称がついている。仮称ではなくなったのですか。できあがったということですか。以前1年前ですと、いじめによる重大事態再調査委員会仮称、それがこれになったということですか。出来上がったということですか。

事務局（鈴木） 実際は、報告書が教育委員会の方にあがりまして、市長に報告します。その際、市長が判断して市が組織するということになりますので、その時にまた正式名称を発表するかもしれません。

太田委員 でもそれも起こってからでは遅いのではないかとということで、なるべく早く組織的に誰を入れるかを決めていくという話で終わっていたと思う。

事務局（鈴木） いじめ重大事態が起こるケースによって、例えば八千代市の抱えている案件は、学校が調査主体になっております。調査の主体によってまた教育委員会の係りによって再調査する委員会を組む際に市長がどなたを委員にするかにするか決めていくと思います。

太田委員 その都度、その都度決めていくということではよかったですか？

事務局（鈴木） 基本的には案件によって決めていくことになると思います。

太田委員 その時に誰を入れていくかを決めていくという形で終わっていたので、その都度決めていくということでこちらは考えていてよろしいのですね。

事務局（鈴木） はい

長島会長 よろしいですか。ほかに委員の皆様でご質問等はよろしいでしょうか。過熱した議論の中で、また質問が出ると思いますので、その時お願いいたします。

それでは、これより非公開の会議となります。それでは、会を進めてまいります。本日は、「いじめを認知し、早期解決を図るために」を議題に協議を進めることとなっております。ではまず、事務局の方からお願いします。

報告〔非公開〕

長島会長 以上で、令和3年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。ありがとうございました。